

令和 7 年 4 月市議会臨時会提出案件

議第 5 3 号 鶴岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

議第 5 4 号 鶴岡市地域経済牽引事業促進のための固定資産税課税免除条例の一部改正について

議第 5 5 号 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

令和 7 年 4 月市議会臨時会提出案件要旨

議第 5 3 号 鶴岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方税法等の改正に伴う鶴岡市市税条例の一部改正に係る専決処分について、議会の承認を求めるもの

1 改正の趣旨

(1) 原動機付自転車に係る種別割に新たな区分を設けるもの

(現行)

区 分	税率(年額)
総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000円
2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	2,000円
(新設)	
2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円
3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円

(改正案)

区 分	税率(年額)
総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの	2,000円
2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの	2,000円
2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの	2,000円
2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの	2,400円
3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの	3,700円

(2) 運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い、身体障害者等に対する種別割の減免申請において、免許情報が記録されたマイナンバーカードの提示によっても手続きができることとするもの

2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

3 専決処分日 令和 7 年 3 月 3 1 日

議第 5 4 号 鶴岡市地域経済牽引事業促進のための固定資産税課税免除条例の一部改正について

- 1 省令の改正に伴い、市町村と県が共同して作成した基本計画において定められた促進区域内に地域経済牽引事業のための施設を設置した場合における固定資産税の課税免除の適用期限について、令和 7 年 3 月 3 1 日とされていたものを令和 1 0 年 3 月 3 1 日に延長するもの
- 2 施行期日等 公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）

議第 5 5 号 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正に伴う改正

1 課税限度額の改正

- (1) 基礎課税額（現行）6 5 万円 →（改正案）6 6 万円
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（現行）2 4 万円 →（改正案）2 6 万円

2 軽減措置に係る基準の改正

国民健康保険税の均等割額及び平等割額の減額措置に係る所得基準額の算定において被保険者等の数に乘ずる金額を次のとおり改正するもの

- (1) 5 割軽減（現行）2 9 万 5, 0 0 0 円 →（改正案）3 0 万 5, 0 0 0 円
- (2) 2 割軽減（現行）5 4 万 5, 0 0 0 円 →（改正案）5 6 万円

（参考）

区分	所得基準額	
	現行	改正案
7 割軽減	4 3 万円＋（加算額）	（改正なし）
5 割軽減	4 3 万円＋（加算額）＋2 9 万 5, 0 0 0 円×被保険者等の数	4 3 万円＋（加算額）＋3 0 万円 5, 0 0 0 円×被保険者等の数
2 割軽減	4 3 万円＋（加算額）＋5 4 万円 5, 0 0 0 円×被保険者等の数	4 3 万円＋（加算額）＋5 6 万円 ×被保険者等の数

- 3 施行期日等 公布の日（令和 7 年 4 月 1 日から適用）